販売店様向け

HUAWEI製蓄電システム15・20年保証
合同会社DMM.com サービスガイドブック





〔運営主体〕
合同会社DMM.com

〔保証管理会社〕
Solvvy株式会社

2025年12月発行

HUAWEI製蓄電システム
15・20年保証制度

本書では、延長保証サービスのご利用方法について
ご案内しております。
安心してサービスをご利用いただくために、
保証内容をご確認のうえご不明点やご質問が
ございましたらお気軽にお問い合わせください。
お客様にご満足いただけるサポートを提供できるよう
引き続き努めてまいります。

〔運営主体〕
合同会社DMM.com

〔保証管理会社〕
Solvvy株式会社

@Solvvy Inc.

目次

目次

- ごあいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

サービス概要

- 保証対象機器 / 保証適用事由 / 保証対象費用 ・・・・・・・・・・P.4
- 保証対象外事由 / 延長保証制度詳細 ・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

保証プランのご紹介

- 保証プランのご紹介①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
- 保証プランのご紹介②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
- 保証書サンプル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

修理フローについて

- 事故受付フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.9
- 保証事故申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.10

制度利用規約および約款について

- 太陽光発電関連機器保証サービス標準約款①・・・・・・・・・・・P.11
- 太陽光発電関連機器保証サービス標準約款②・・・・・・・・・・・P.12

その他

- 改訂履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.13

@Solvvy Inc.

延長保証制度　概要１

延長保証とは？

対象機器※に対して、製品瑕疵によって生じた不具合の修理費用を保証する制度です。
対象機器のご購入時に保証委託料をお支払いいただくことでメーカーの保証期間終了後も保証開始日から15年間・20年間に渡って製品瑕疵に対する「無償修理」を受けられます。

※新たに購入された新品である商品が対象となり、
　中古品または既設の商品は本サービスをご利用いただけません。



保証対象機器および対象部位

合同会社DMM.comから調達した HUAWEI製蓄電システム を保証いたします。

【詳細】※詳しくはメーカー保証書をご確認ください。
　蓄電池ユニット、パワーコンディショナ、蓄電池用コンバータ、トランスユニット等

特記事項：
・リモコン、モニター、計測装置、コントローラーは保証対象外
・保証開始日時点で設置されていない商品は保証対象外
・製品瑕疵による故障がない場合（例：発電出力の低下、蓄電池容量維持率の低下）は、保証対象外
・業務使用目的のものは保証対象外
・合同会社DMM.comから調達していない機器は保証対象外

保証適用事由および保証対象費用

①消耗品・付属品を除く保証対象商品本体を保証します。

保証対象機器に関して、メーカーのシステム保証書で対象となる機器および上記の部位について、取扱説明書や注意事項に従って正常に仕様している場合に故障し、正常に動作しない場合は本サービスの適用となり修理対応を実施いたします。

②保証対象費目

部品代
本体費用 ＋ 技術料
出張料 ＋ 国内輸送費用

※下記の場合も保証の対象となります。
　15年保証：延長保証期間中（メーカー保証期間終了後）、機器の充電可能容量が60%またはメーカー基準値いずれか低い方を下回った場合
　20年保証：延長保証期間中（メーカー保証期間終了後）、機器の充電可能容量が50%を下回った場合

@Solvvy Inc.

延長保証制度　概要 1

延長保証の対象外となる不具合

詳細は、太陽光発電関連機器保証サービス標準約款をご参照ください。



- システムの適切でない維持管理、使用方法の誤りまたは不適切な点検、修理や改造による場合、建物構造の変形や変位などが原因の場合
- 消耗品の交換のみを行う場合
- 経年劣化や劣化、通常使用による自然の摩耗、さび、カビ、腐食、変色、変質、色調の変化、音、振動、傷、汚れ、液晶の表示劣化などの場合
- 自然災害（落雷、降雹、雪氷、雪害など）や天災（地震、台風、風、噴火、津波など）による場合
- 鳥の糞、ねずみの食害、虫食いなど動物や虫、植物による場合
- 設置後の裾付場所の移動、移設後に起こった場合
- 煙害、公害、塩害、温泉地などでの大気中の腐食性物質による場合
- メーカーが指定する定期点検を実施期限までに行わなかった場合または点検結果に基づく補修が実施されていない場合

延長保証制度詳細	
保証開始日	メーカー保証開始日
免責期間	製造・供給メーカー保証期間中（10年）
自動復元	あり
免責金額 縮小てん補	なし
保証者	販売会社およびSolvvy株式会社

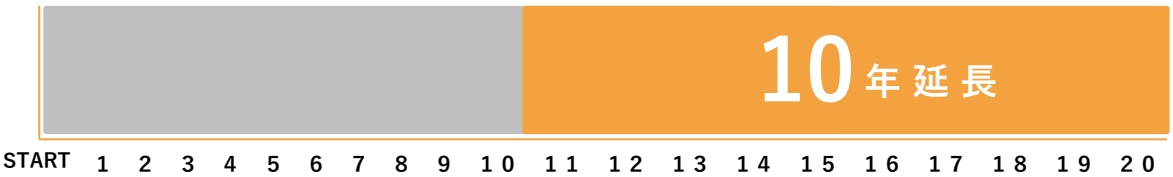
保証プランのご紹介①

保証期間について

▼メーカー保証10年＋延長保証5年の場合



▼メーカー保証10年＋延長保証10年の場合



保証限度額と保証料について

保証期間	免責期間	蓄電池容量	保証限度額 （税込）	保証料 （税抜）
15年	10年	5kWh	800,000円	32,000円
		10kWh	1,100,000円	36,000円
		15kWh	1,400,000円	42,000円
20年	10年	5kWh	800,000円	73,500円
		10kWh	1,100,000円	88,500円
		15kWh	1,400,000円	104,000円

@Solvvy Inc.

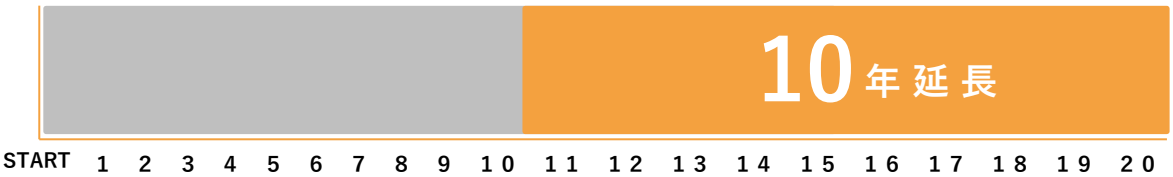
保証プランのご紹介①

保証期間について

▼メーカー保証10年＋延長保証5年の場合



▼メーカー保証10年＋延長保証10年の場合



保証限度額と保証料について

保証期間	免責期間	蓄電池容量	保証限度額 （税込）	保証料 （税抜）
15年	10年	7kWh	850,000円	45,000円
		14kWh	1,200,000円	60,000円
		21kWh	1,600,000円	75,000円
20年	10年	7kWh	850,000円	81,000円
		14kWh	1,200,000円	112,000円
		21kWh	1,600,000円	142,000円

@Solvvy Inc.

保証書サンプル

Y1.01.01

〒 000-0000
東京都港区芝4-10-1

太陽 輝 様

XXXXX　　xxxx-xxxxxx_xx

〔保証管理会社〕
Solvvy株式会社
東京都新宿区西新宿4-33-4 7F

延長保証書

当社は、本書記載の機器に対して、太陽光発電関連機器保証サービス標準約款に従い、無償修理サービスを提供いたします。
お買い上げいただいた機器が故障した場合は、延長保証書をご用意のうえ、取扱会社までご連絡ください。
なお、延長保証書の再発行はいたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

保証書番号	YYYYMM****
お客様	太陽 輝 様

	製品名	型式	台数
保証対象機器	家庭用蓄電システム	EIBS7（7.04kWh）	1
設置住所	東京都港区芝4-10-1		
保証期間	メーカー保証開始日から20年後の応当日24時まで ※メーカー保証期間中は、[illegible]保証の適用[illegible]ありません。		
保証適用事由	①保証対象機器に関して、メーカーのシステム保証書で対象となる機器および下記の部位について、 取扱説明書や注意事項に従って正常に使用している場合に故障し、正常に動作しない場合 ②延長保証期間中（メーカー保証期間終了後）、機器の充電可能容量が50%を下回った場合 特記事項： ・リモコン、モニター、計測装置、コントローラーは保証対象外 ・保証開始日時点で設置されていない商品は保証対象外 ・製品瑕疵による故障がない場合（例：発電出力の低下、蓄電池容量維持率の低下）は、保証対象外 ・業務使用目的のものは保証対象外		
保証対象部位	蓄電池ユニット、パワーコンディショナ、蓄電池用コンバータ、トランスユニット等 詳しくはメーカー保証書をご確認ください。		
保証限度額（税込）	1,000,000円　　※1台あたりの金額とします。		
保証対象費用	以下、①～③とします。 ①部品代・材料費（運搬費を含みます。）、②出張料、③作業工賃・技術料		

保証者	取扱会社および保証管会社
取扱会社	ABC株式会社
お客様窓口	Solvvy株式会社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-33-4　7F Tel 03-6276-3228　月曜～金曜　9:00～18:00（祝日・年末年始除く）

SAMPLE

@Solvvy Inc.

事故受付フロー



① 所有者（エンドユーザー）様 ＜不具合発生＞

所有者様はお手元の延長保証書をご確認の上ご連絡いただきます。

※所有者から直接Solvvyに事故報告があった場合は、販売店様にお取次ぎいたします。



② 販売店様 ＜修理受付＞

販売店様は所有者様より延長保証書番号および不具合の詳細をご確認ください。



③ お客様窓口（Solvvy）へご連絡

②で所有者様からご連絡いただいた内容をお伝えください。保証加入確認を行ったのち、事後の流れや必要書類（保証事故申請書類）のご案内を行います。

Mail：bpo@solvvy.co.jp
お客様窓口：03-6276-3228 月～金（祝日・年末年始除く）9:00～18:00



④現地確認および不具合状況の確認

不具合が生じた機器や原因を特定することを目的に原因切り分けを実施いただきます。
現地調査を行わずにそれらが可能である場合は必須ではありません。



⑤修理実施（メーカー修理またはセンドバック対応による現地工事）

④において特定または確認いただいた結果に基づいてメーカーへ修理手配を実施いただきます。なお、メーカー修理対応できない場合はSolvvyへご連絡ください。



⑥保証事故申請書類のご提出

③にてご案内した必要章類（保証事故申請書類）をSolvvy所定の宛先にご報告いただきます。



⑦修理費用のお支払（Solvvyから販売店様へ）

ご提出いただいた資料を基に認定額をお伝えします。販売店様はSolvvy宛に請求書を発行いただきます。なお、保証対象外と判断された場合は、費用のお支払はございませんのでご注意ください。

@Solvvy Inc.

保証事故申請書類について

適用チェックリスト兼保証修理申請書


適用チェックリスト兼保証修理申請書

メーカー管理番号　　報告日　　年　月　日

【申請方法】
①ご担当者様にて「(1)適用チェック」を実施してください。※チェック項目すべてに適合する場合は、適用を前提に修理実施を優先していただきます。
②適用の正式回答が必要な場合、および適用時に(2)以下を記入、必要書類を添付のうえ上記アドレスに送付ください。
③適用判定をメール返信しますので、適用の場合は請求書を郵送ください。※請求書受付日の属する翌月末にお振込みされます。

(1)適用簡易チェック　この保証はあくまでも機械故障に関する保証です。以下チェック項目にすべてに○がつく場合は、適用となる可能性が大です。お急ぎの場合は修理を進めてください。

事前チェック
- メーカー見解にて製品瑕疵であることが確認されている。
- 消耗品(消耗部位や潤滑油を含む)は「有償修理」となる旨をお客様が認識されている。
- 配線・設置工事の不良または振付不良ではない。
- 修理依頼が対象機器の機能に影響しない割れ・破損（欠け・はがれ）・変形・浮き・隙間・キズではない。
- 自然災害（落雷、降雹、雪氷、雪害等）や天災地変（地震、落雷、台風、風、噴火、津波等）による損害ではない。
- メーカー保証適用物件であることを確認済（メーカーが認めていない機器との組み合せ等ではない）
- 引き渡し後の据付場所の移動・移設後に発生した故障及び損傷ではない。
- 鳥糞、ねずみ食い、虫食い等の動物や虫に起因する損害ではない。

(2)詳細情報

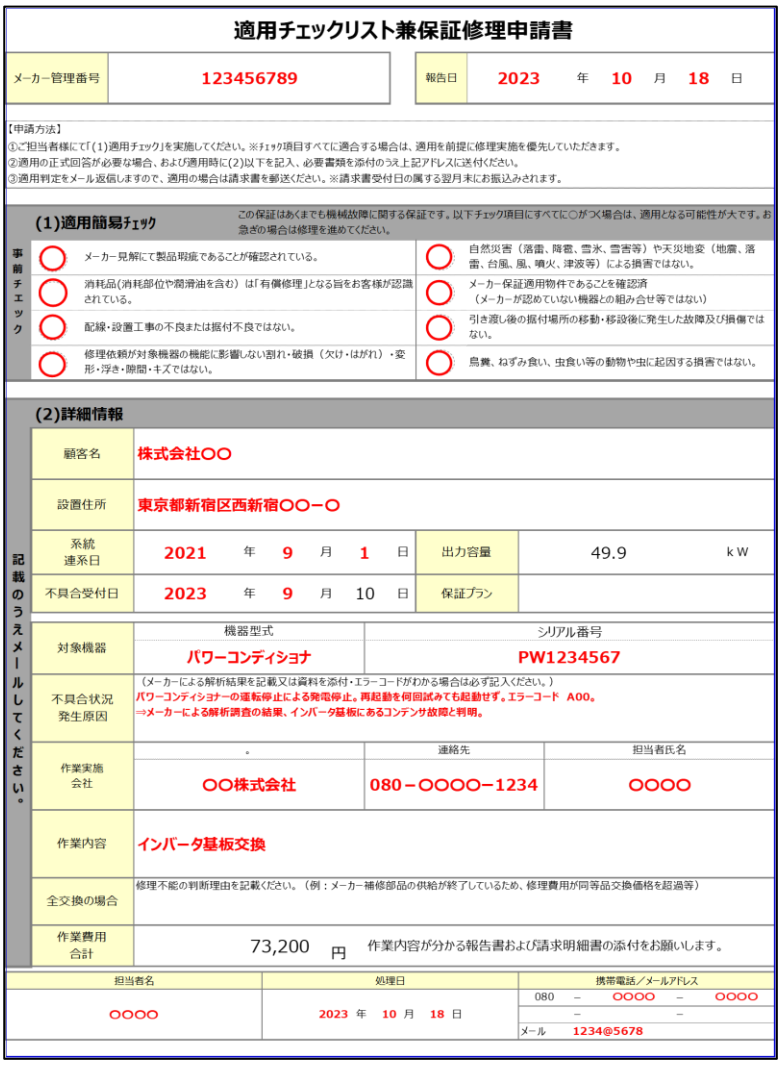
記載のうえメールしてください。

顧客名					
設置住所					
系統連系日	年　月　日	出力容量	kW		
不具合受付日	年　月　日	保証プラン			
対象機器	機器型式	シリアル番号			
不具合状況発生原因	（メーカーによる解析結果を記載又は資料を添付・エラーコードがわかる場合は必ず記入ください。）				
作業実施会社	所属会社	連絡先	担当者氏名		
作業内容					
全交換の場合	修理不能の判断理由を記載ください。（例：メーカー補修部品の供給が終了しているため、修理費用が同等品交換価格を超過等）				
作業費用合計	円　作業内容が分かる報告書および請求明細書の添付をお願いします。				

担当者名	処理日	携帯電話／メールアドレス
	年　月　日	－　－ －　－ メール

記入例はこちら

1枚目


適用チェックリスト兼保証修理申請書

メーカー管理番号　123456789　　報告日　2023 年 10 月 18 日

【申請方法】
①ご担当者様にて「(1)適用チェック」を実施してください。※チェック項目すべてに適合する場合は、適用を前提に修理実施を優先していただきます。
②適用の正式回答が必要な場合、および適用時に(2)以下を記入、必要書類を添付のうえ上記アドレスに送付ください。
③適用判定をメール返信しますので、適用の場合は請求書を郵送ください。※請求書受付日の属する翌月末にお振込みされます。

(1)適用簡易チェック　この保証はあくまでも機械故障に関する保証です。以下チェック項目にすべてに○がつく場合は、適用となる可能性が大です。お急ぎの場合は修理を進めてください。

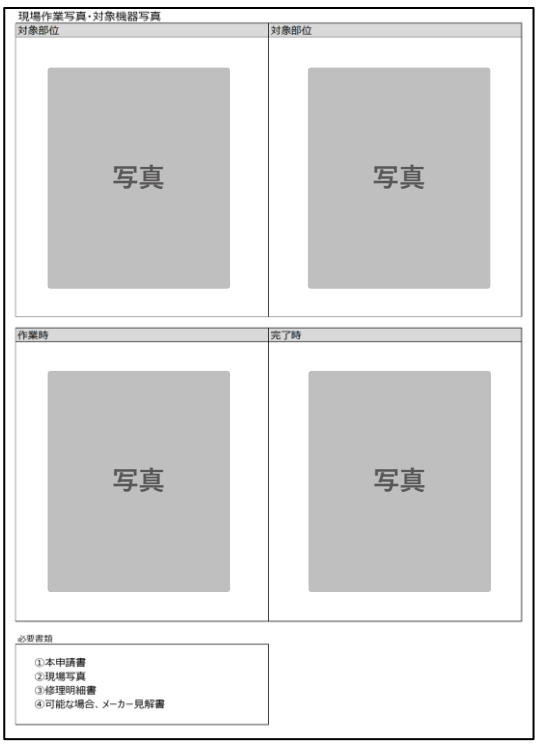
事前チェック
- ○ メーカー見解にて製品瑕疵であることが確認されている。
- ○ 消耗品(消耗部位や潤滑油を含む)は「有償修理」となる旨をお客様が認識されている。
- ○ 配線・設置工事の不良または振付不良ではない。
- ○ 修理依頼が対象機器の機能に影響しない割れ・破損（欠け・はがれ）・変形・浮き・隙間・キズではない。
- ○ 自然災害（落雷、降雹、雪氷、雪害等）や天災地変（地震、落雷、台風、風、噴火、津波等）による損害ではない。
- ○ メーカー保証適用物件であることを確認済（メーカーが認めていない機器との組み合せ等ではない）
- ○ 引き渡し後の据付場所の移動・移設後に発生した故障及び損傷ではない。
- ○ 鳥糞、ねずみ食い、虫食い等の動物や虫に起因する損害ではない。

(2)詳細情報

記載のうえメールしてください。

顧客名	株式会社〇〇				
設置住所	東京都新宿区西新宿〇〇－〇				
系統連系日	2021 年 9 月 1 日	出力容量	49.9 kW		
不具合受付日	2023 年 9 月 10 日	保証プラン			
対象機器	機器型式 パワーコンディショナ	シリアル番号 PW1234567			
不具合状況発生原因	（メーカーによる解析結果を記載又は資料を添付・エラーコードがわかる場合は必ず記入ください。） パワーコンディショナーの運転停止による発電停止。再起動を何回試みても起動せず。エラーコード A00。 ⇒メーカーによる解析調査の結果、インバータ基板にあるコンデンサ故障と判明。				
作業実施会社	〇〇株式会社	連絡先 080－〇〇〇〇－1234	担当者氏名 〇〇〇〇		
作業内容	インバータ基板交換				
全交換の場合	修理不能の判断理由を記載ください。（例：メーカー補修部品の供給が終了しているため、修理費用が同等品交換価格を超過等）				
作業費用合計	73,200 円　作業内容が分かる報告書および請求明細書の添付をお願いします。				

担当者名	処理日	携帯電話／メールアドレス
〇〇〇〇	2023 年 10 月 18 日	080 － 〇〇〇〇 － 〇〇〇〇 － － メール 1234@5678


現場作業写真・対象機器写真

対象部位	対象部位
写真	写真

作業時	完了時
写真	写真

必要書類
①本申請書
②現場写真
③修理明細書
④可能な場合、メーカー見解書

★写真は以下を注意し撮影・貼付ください！

①対象機器の設置場所がわかる画像
※対象機器を特定・確認
②不具合が生じている状態の画像
※ご申告の症状が確認
③修理を実施した箇所の画像
※ご申告の修理がなされたことが確認

※写真が多い場合は、貼付せずに画像データをメール等で送信いただく形で結構です。

【その他必要書類】

・修理費用見積
修理にかかる費用を記載し、部材費用、作業料等どのような対応をなさったかわかるように記載ください。

・メーカーの見解がわかる資料
対象機器の不具合原因を明確にすることを目的に、不具合に対するメーカー見解をいただきます。

・現地点検報告書等（あれば提供ください）
対象機器の現地調査実施時に起票した「点検報告書」等がありましたら併せてご提供ください。

@Solvvy Inc.

太陽光発電関連機器保証サービス標準約款①

第1条 （目的）
　この約款は、延長保証書に記載の保証者（以下、「当社」といいます。）が提供する太陽光発電関連機器保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様が利用するにあたり必要な条件等を定めることを目的とします。

第2条 （用語の定義）
　この約款に記載する用語の定義は、それぞれ以下のとおりとします。
(1) 「保証修理」とは、この約款に基づいて当社がお客様の蓄電システム等に対して当社が実施する修理のことをいいます。
(2) 「保証対象機器」とは、延長保証書に記載されており、当社より購入した機器であって、本サービスの対象となる機器のことをいいます。
(3) 「保証期間」とは、当社がお客様に対して本サービスを提供する期間のことをいいます。
(4) 「保証限度額」とは、サービス１回あたりの費用の上限として定められた額のことをいいます。
(5) 「延長保証書」とは、当社がお客様に交付する書類（電磁的記録を含みます。）で、保証書番号、保証期間、保証限度額、保証対象機器その他本サービスに必要な事項が記載されたもののことをいいます。
(6) 「メーカー」とは、保証対象機器の製造元のことをいいます。
(7) 「メーカー保証期間」とは、保証対象機器の購入に伴い、その設置日を開始日としてメーカーから提供される初期保証（以下、「メーカー保証」といいます。）の期間のことをいいます。
(8) 「代替品」とは、保証対象機器と同一型番の製品であって、保証対象機器と同等の品質を有する製品のことをいいます。ただし、同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証限度額内で調達が可能な型番の異なる製品や別メーカーの製品、中古再生品を含む、当社が保証対象機器と同等の品質を有する製品と判断した製品をもってこれに代えるものとします。
(9) 「データ等」とは、保証対象機器に保存されているデータ、ソフトウェア、プログラム等の電磁的記録のことをいいます。

第3条 （保証内容）
１．保証期間内において、延長保証書に記載の保証適用事由（以下、「保証適用事由」といいます。）が保証対象機器に発生した場合、当社はお客様からの保証修理の依頼（以下、「修理依頼」といいます。）に基づき、保証修理１回あたりの費用が保証限度額の範囲内に留まる限りで、保証修理を実施するものとします。
２．保証修理は、当社がメーカーに委託することにより実施します。ただし、メーカーが、保証修理に必要となる部品の提供が困難であると判断した場合には、代替部品（保証修理に必要となる部品と同等の品質を有する部品をいいます。以下、同様とします。）を使用して保証修理を行うものとします。
３．第１項の規定にかかわらず、第８条第１項各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの対象外とします。
４．保証修理の実施または第７条第１項に基づく代替品の提供（以下、「保証対応」といいます。）により、お客様が保証修理実施後の保証対象機器または代替品を使用するにあたってネットワークおよびソフトウェアに関する設定等の各種作業が必要な場合がありますが、本サービスにはそれら各種作業の実施は一切含まれず、お客様自身で当該作業を行った場合に発生する費用等についても、本サービス対象外とします。

第4条 （保証修理の依頼方法および注意事項）
１．お客様が修理依頼を行おうとする場合、お客様は延長保証書に記載の取扱会社または『お客様窓口』に連絡するものとし、その後は、当社が説明する保証修理手続の手順に従うものとします。
２．前項の方法によることなく、お客様が当社以外の第三者に直接修理依頼を行った場合、当該修理は本サービスの対象外となります。この場合、当社は当該修理によって発生した一切の費用を負担せず、また、当該修理に関して一切の責任を負わないものとします。
３．お客様は、第１項に基づいて修理依頼をする場合、あらかじめ保証対象機器のデータ等のバックアップを行うものとします。なお、保証修理の過程において保証対象機器のデータ等が消失した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
４．お客様は、メーカーや当社が必要と判断した場合、保証対象機器のデータ等を消去できることについて、あらかじめ同意するものとし、当該データ等の消去に対しては、何ら異議を述べないものとします。

第5条 （保証期間）
１．保証期間は、延長保証書に記載します。
２．メーカー保証期間中、初期不良等によりメーカーまたは当社から保証対象機器の交換品（新品）がお客様に提供された場合であっても、前項に定める保証期間（本サービスの終了日）は変更されないものとします。

第6条 （保証限度額）
１．保証修理に要する費用が保証限度額を超える場合には、当社はその旨をお客様に通知し、お客様が自ら保証限度額を超える部分の費用を支払うことについて承諾したときに限り、当社は保証修理を実施することとします。
２．保証限度額は、部品代、機器代、人件費、物流費その他保証対応のために要する全ての費用（保証対応によって生じた廃棄物の廃棄費用を除きます。）を合計した金額に対して適用します。
３．第１項の承諾が得られない場合（次条第２項の承諾がある場合を除きます。）、または第１項の通知がなされた日の属する月の翌月末日までにお客様より回答が無い場合は、当該修理依頼はキャンセル扱いとなり、当社は保証修理を実施しません。
４．前項の場合、修理依頼から修理依頼がキャンセル扱いとなるまでに要した費用については、お客様の負担とします。
５．第１項の場合には、保証修理の完了をもって本サービスは自動的に終了します。
６．前項により、本サービスが終了した後にお客様から新たな修理依頼がなされた場合、当社は、当該修理依頼を受け付けないものとします。

第7条 （代替品の提供）
１．お客様から修理依頼があった保証対象機器について、メーカーまたは当社が保証修理不能と判断した場合、または保証修理に要する費用が延長保証書に記載の保証限度額を超過する場合には、当社はお客様へ代替品を提供することで保証修理に代えるものとします。
２．代替品の提供に要する費用が延長保証書に記載の保証限度額を超える場合には、当社はその旨をお客様に通知し、お客様が自ら保証限度額を超える部分の費用を支払うことについて承諾したときに限り、当社は代替品を提供することとします。
３．前項の承諾が得られない場合（前条第１項の承諾がある場合を除きます。）、または前項の通知がなされた日の属する月の翌月末日までにお客様より回答が無い場合は、お客様からの修理依頼はキャンセル扱いとなり、当社は保証対応を実施しません。
４．前項の場合、修理依頼から修理依頼がキャンセル扱いとなるまでに要した費用については、お客様の負担とします。
５．第１項の場合には、本サービスは自動的に終了します。

第8条 （本サービスの対象外となる事由等）
１．保証期間内であっても、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの対象外となります。なお、次の各号のいずれの事由に該当しない場合でも、保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、保証修理を実施しても同様の事象の再発や拡大被害発生の恐れがあるとメーカーまたは当社が判断したときは、保証修理を受け付けないことがあります。
(1) システムの不適当な維持管理、使用上の誤りまたは不当な点検・修理もしくは改造に起因する場合
(2) お客様または第三者の故意、過失に起因する場合
(3) 保証対象機器の取付または設置の瑕疵、および保証対象機器が設置された建物または建物関連設備の設計、工事、管理の瑕疵に起因する場合
(4) 建物構造の変形、変位等に起因する場合
(5) 保証対象機器に記載されている型式または製造番号が改変もしくは削除されている場合、または判読不能の状態になっている場合
(6) 車両、船舶、航空機用に使用された場合
(7) 太陽光発電システム以外の発電装置との組合せに起因する場合
(8) メーカーがシステム連系を推奨していない機器との組合せに起因する場合
(9) 消耗品の交換等のみを行う場合
(10) 経年変化や劣化または通常使用による自然の機械的摩耗・さび・カビ・腐食・変質・変色・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・液晶の表示劣化その他類似の事由による場合
(11) 火災、爆発、暴動、投石等の外来の事故に起因する場合
(12) 自然災害（落雷、降雹、雪氷、雪害等）または天災地変（地震、落雷、台風、風、噴火、津波等）に起因する場合
(13) 煙害、公害、塩害、温泉地等における大気中の腐食性物質に起因する場合
(14) 鳥糞、ねずみ食い、虫食い等の動物、虫または植物に起因する場合
(15) 保証期間中に修理依頼の申し出がなかった場合、または、保証適用事由の発生後、速やかに修理依頼の申し出がなかった場合
(16) 延長保証書の提示が無い場合
(17) 延長保証書が改ざんされている場合
(18) 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことに起因する場合
(19) 設置後の据付場所の移動・移設後に発生した保証適用事由に起因する場合
(20) 保証対象機器の販売契約または請負契約を締結した当時の技術では予想する事ができなかった事由に起因する場合
(21) エラーメッセージ表示履歴等から、メーカー保証期間中に保証適用事由が発生していたことが確認された場合
(22) メーカーが指定する定期点検がある場合に、当該点検実施期限までに点検を行っていなかった場合、または当該点検の結果に基づく補修が実施されていない場合
(23) メーカーが指定する定期点検または保守・交換が正常に実施されていれば、保証適用事由の発生が回避できたと認められる場合
(24) パワーコンディショナの定格出力以上の太陽電池モジュールを設置すること（過積載）によって生じたピークカット、温度上昇抑制による発電ロスが発生している場合
(25) 本サービス以外の保険契約等（保証対象機器と同一の製品・付属品等を対象として締結された、第６条（保証限度額）第２項に定める損害または費用を補償する他の保険契約、共済契約または保証契約等をいいます。）により、金額にかかわらず保険金もしくは共済金等が支払われた場合、または代替品の提供を受けた場合
(26) 埃が多い所、煙や油煙の多い所、湿度の高い所、急激な温度変化がある所、振動が強い所、または磁石もしくはスピーカー等の磁気を発するものの近く等で使用したことに起因する場合
(27) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他ソフトウェアに起因する場合。また、通信機能を搭載している場合に、保証対象機器本体に起因しない理由によってネットワーク接続ができない場合
(28) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する場合
(29) 保証対象機器以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する場合
(30) 電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない状態での修理依頼に係る一切の費用、部品交換を伴わない調整・修理、手直し修理、保守、点検、検査、作業等が生じた場合（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）
(31) 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する場合
(32) 戦争（宣戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する場合
(33) 保証対象機器の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合
(34) 当社を経由せず修理依頼をした場合
(35) 国または公共団体の公権力の行使に起因する場合
(36) 保証修理時に、保証適用事由の発生が確認できない場合
(37) 日本国内で保証修理を実施できない場合
(38) メーカー保証書で保証の対象とならない事由の場合
(39) コンピュータウイルス、第三者の不正アクセスまたはこれらに類する事由に起因する場合
(40) 電波障害、通信回線の異常、過電流または過電圧に起因する場合
(41) 電池の液漏れに起因する場合。ただし、蓄電池を対象機器とする場合は製造上の欠陥に伴う液漏れを除きます。

@Solvvy Inc.

太陽光発電関連機器保証サービス標準約款②

２．お客様からの修理依頼を受けた後に、当社が保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、またはメーカーが修理を実施する過程において、前項各号に定める事由に起因することが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用および修理見積費用等については、お客様の負担とします。

３．お客様からの修理依頼を受けた後に、当社が保証対象機器の点検・診断等を実施した結果、またはメーカーが修理を実施する過程において、第1項なお書きに該当することが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用および修理見積費用等については、お客様の負担とします。

第9条 （本サービスの対象外の費用等）
１．前条第１項各号に該当しない場合であっても、次の各号の費用等は、本サービスの対象となりません。
(1) 保証適用事由の発生によって生じた発電量損失
(2) 離島または離島に準じる遠隔地への出張修理を行った場合の、出張に要する実費
(3) 保証適用事由の発生によって保証対象機器から消失したデータ等
２．電力会社からの指定による電圧抑制に起因する発電量の減少等については、保証適用事由に該当しません。

第11条 （反社会的勢力の排除）
１．お客様は、現在または将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約するものとします。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。
(2) 反社会的勢力を利用していること。
(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
(5) 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
２．お客様が前項に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社は催告その他の手続きを要しないで、本サービスの契約解除その他当社が必要と判断する対応をとることができるものとします。
３．前項の規定により本サービスの契約が解除された場合には、お客様は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないものとします。
４．第２項の規定により本サービスの契約が解除された場合には、お客様は当社に対して、当社が被った損害を賠償するものとします。

第12条 （間接損害）
　本サービスに関し、お客様が被った間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等をいいますが、これらに限りません。）、特別損害、付随的損害、拡大被害、保証対象機器以外の機器や部品に対するデータ等の損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡もしくは怪我を含みます。）、および他の財物に生じた損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失によるものがある場合には、この限りではありません。

第13条 （お客様の個人情報）
　お客様の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。）は、当社の定める個人情報の保護方針（プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。）に従い管理されるものとします。

第14条 （約款の変更）
当社は、この約款の趣旨に反しない限度で、法令に従ってこの約款を変更することがあります。

第15条 （準拠法・合意管轄）
１．この約款の効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
２．この約款および本サービスに関して、お客様と当社の間での紛争が生じた場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 （本サービスにおける権利または義務について）
１．お客様は、当社の書面による承諾なしに本サービスに基づく権利もしくは義務を譲渡し、または承継させることはできません。
２．お客様が保証対象機器の所有権を有さず、使用貸借としてこれを使用している場合（リースやレンタル等を含みますが、これらに限りません。）、本サービスの利用に先立って保証対象機器の所有権者（リース会社やレンタル会社等をいいます。）に対して、本サービスを受ける旨を通知した上で当該所有権者によって定められた手続等を行い、本サービスの利用に関する承認をお客様自身の責任において得るものとします。
３．お客様が前項の承認を得た後は、当社がお客様に代わって本サービスの利用手続等を行えるものとします。

第17条 （協議事項）
　この約款に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

@Solvvy Inc.

改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第 1 版	2025年12月		初版発行



Solvvy株式会社

〒160-0023

東京都新宿区西新宿4-33-4 7F

TEL：03-6276-3228

月曜～金曜 9:00～18:00

(祝日・年末年始除く)

@Solvvy Inc.